



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

## 某グローバル製薬企業の事件から中国 商業賄賂犯罪の法律規定を考察

上海市世民律師事務所 顧問 張潔敏

2013年7月11日、公安部ウェブサイトにて、商業賄賂等の重大経済犯罪の嫌疑にかかわる某大型グローバル製薬企業（中国）投資有限公司（以下「G社」といいます。）の一部役員が公安機関から立件捜査を受けているという情報が掲載されました。それによると、G社は、薬品の販売ルートの開拓、薬品販売価格の引き上げ等の目的を達成させるため、旅行会社等のルートを利用して、直接的な贈賄又はプロジェクトスポンサー等の形式で、政府部門の個々の役人、少数の医薬業界協会・基金会、病院及び医者等に対して公然と賄賂を行ったとされています。また別のメディアの報道によると、2013年6月27日にG社の中国副総裁及び法務部総監等中国籍の役員4名が警察に移送されて調査を受けています。

本件の発生後、社会に大きな衝撃及び反響をもたらしたため、以下で中国の刑法上の商業賄賂に関する法律規定について分析を行います。

### 一、なぜG社が今回立件捜査を受けたのか？

本件の発生後、インターネット・ユーザーの多くは、医薬業界で商業賄賂問題はある種の広く存在する現象であり、賄賂を行わない場合は生存できず、国内の製薬企業と比較して外資系企業はずっとましであると考えています。そのため、中には「なぜG社が今回立件捜査を受けたのか、なぜその他の企業は調査を受けないのか。」という疑問を抱く人もいます。外国のグローバル企業として、「槍玉に挙げられた」感があります。

この問題に回答するにあたり、2006年2月8日「商業賄賂取締り専門項目業務展開に関する中共中央弁公庁、国務院弁公庁の意見」（中弁発[2006]9号）（以下「専門項目意見」といいます。）の関係内容を通じてこの問題を理解することができます。

(1) 中共中央は、「専門項目意見」の中で、業務の重点を明確にし、突出した問題を解決し、公益性が強く、人民大衆の密接な利益と関連し、市場秩序を大きく破壊する問題を解決し、工事建設、土地払下げ、財産権取引、医薬品売買及び政府調達等の分野における商業賄賂行為の重点的な取締りに力を入れる必要があると提起しています。G社が属する医薬業界は、まさに上記の条件に適合し、重点的に整備する必要がある分野に該当します。

(2) 「専門項目意見」では更に、大型重要事件を重点的に調査して処罰・処分し、性質が悪質で、事案が重大であり、事件にかかわる範囲が広く、影響が大きな商業賄賂案件は、法により厳重に処罰する必要があると指摘しています。医薬業界においてグローバル製薬企業は、国内の製薬企業と比較して知名度が高く、影響力があり、全体的にコンプライアンス面で国内企業より厳格にする必要があるため、グローバル製薬企業が槍玉に挙げられて代表例となるのも不思議ではありません。

(3) また「専門項目意見」では更に、政策を厳格に把握し、発展の大局を維持・保護し、大局から出発して、政治、経済及び社会的効果の統一を堅持し、商業賄賂を取り締まり、また正常な生産経営を保持し、経済発展を促進し、社会の安定を維持・保護し、改革及び対外開放を推進し、厳格さと寛容さを兼ね備えた政策を堅持する必要があると指摘しています。以上により、法律執行部門がどのような案件を選択するかは、政治、経済及び社会的効果面の考慮、更に安定維持の考慮がされていることがみてとれます。

したがって、中国の現在の社会背景の下では、まだ完全な法治に至っていません。中にはこの状態を制度化しない生き残り形容する人もいます。即ち制度が確定性を欠く生存環境に外資企業が置かれており、解決が必要な問題に直面した際に、明確かつ安定した法律制度によって解決するのではなく、個々の具体的な駆け引きによって解決し、どのような結果になるかは、個々の具体的な駆け引きによる特定の結果次第となっています。しかしながら、今回の事件を通じて、外国のグローバル企業各社は、いずれも真剣に我が身を振り返り、そこから教訓を汲み取り、中国という「異郷」に入った後に、「郷に入っては郷に従う」ということをせずに、「泥中の蓮」をいかにして成し遂げるかを考えなければなりません。

## 二、 商業賄賂罪とは何か

「商業賄賂」という用語は実際には法律用語に属し、現行の「刑法」又は「反不正競争法」のいずれにおいても「商業賄賂」という言葉を直接使用していません。2008年11月20日に公布された「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の意見」第1条には、商業賄賂犯罪にかかわる刑法に定められた8種の罪名、即ち(1)非国家公務員による収賄罪(刑法第163条)、(2)非国家公務員に対する贈賄罪(刑法第164条)、(3)収賄罪(刑法第385条)、(4)単位による収賄罪(刑法第387条)、(5)贈賄罪(刑法第389条)、(6)単位に対する贈賄罪(刑法第391条)、(7)賄賂紹介罪(刑法第392条)、(8)単位による贈賄罪(刑法第393条)が規定されています。

### 1. 商業賄賂犯罪の贈賄者と収賄者

分かりやすく説明するため、犯罪の主体と客体という視点から、上記の罪名について以下の表に整理しました。

罪名	贈賄者	収賄者
非国家公務員による収賄罪		
非国家公務員に対する贈賄罪	個人又は単位 個人又は単位	非国家公務員
収賄罪		国家公務員
単位による収賄罪		国家機関

贈賄罪	個人	国家公務員
単位に対する贈賄罪	個人又は単位	国家機関
賄賂紹介罪	個人又は単位	国家公務員

以上のいわゆる「国家公務員」について、「刑法」第93条に「この法律において『国家公務員』とは、国家機関において公務に従事する者をいう。国有の会社、企業、公的機関、人民団体において公務に従事する人員並びに国家機関、国有の会社、企業及び公的機関が非国有の会社、企業、公的機関及び社会団体に派遣し公務に従事させる人員、その他の法により公務に従事する人員は、国家公務員として取り扱う。」と規定されています。

「公務」活動とは何かについて法律には明確な定義はありません。2003年11月13日に最高人民法院が印刷・発布した「全国の法院による経済犯罪事件審理業務座談会要約」の中で、国家機関、国有会社等が任命して非国有会社へ派遣し公務に従事させる人員を認定する場合の解釈に基づき、一種の組織、指導、監督、管理等の面に従事する活動としてまとめることができます。

## 2. 商業賄賂犯罪の賄賂範囲

「刑法」では賄賂の範囲を財物に限定していますが、賄賂犯罪手段の変化に伴って法律を回避するため、貨幣及び物品以外の方法で贈賄又は収賄を行い、新しい情勢の下での賄賂犯罪を懲罰するという客観的なニーズに適応させるため、2008年11月20日に公布された「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の意見」第7条では、賄賂の範囲を財物から特定の財産的利益に拡大し、「商業賄賂における財物には、金銭及び現物が含まれ、また金銭を用いて金額を計算することのできる財産的利益も含まれる。例えば建物内装の提供、金額を含んだ会員カード、ギフトカード（金券）、旅行費用等である。具体的な金額は、実際に支払う費用を基準とする。」と規定されています。ただし非財産的利益については、現在のところ中国ではまだ賄賂の範囲とはされていません。

社会では最近、「性的賄賂」の問題について議論されていますが、「性的贈賄」の問題につきどのように罪名を確定するかについては、以下の視点から認定することができます。贈賄者本人又は他人を通じて性サービスを提供したが、財物を支払っていない場合には、贈賄罪又は収賄罪と認定するべきではありません。贈賄者が財物を支払う方法で性的サービスを収賄者に提供した場合には、贈賄罪又は収賄罪と認定するべきです。2007年1月、浙江省で初めて売春費を収賄額に計上した事例が明るみに出ました【1】。浙江省麗水市城市建设發展有限公司の副総経理の温某は、丁某から売春費を含む合計3.4万元を受け取ったことで、収賄罪として有期懲役1年6ヵ月、執行猶予2年に処する旨の判決を受けました。

## 3. 商業賄賂犯罪の客観的な面

各種商業賄賂罪名の客観的な面について、以下の表のとおり整理することができます。

1 「検察日報」2007年1月23日

収賄罪	(1) 職務上の便宜を利用して他人の財物を要求する、 (2) 不法に他人の財物を收受し、他人のために利益の取得をはかる、(3) 経済取引の中で国の規定に違反し、各種の名目でリベート、手数料を收受し、個人の所有に帰属させる。
非国家公務員による収賄罪	(1) 職務上の便宜を利用して他人の財物を要求する、 (2) 不法に他人の財物を收受し、他人のために利益の取得をはかる。
単位による収賄罪	他人の財物を要求し、又は不法に收受し、他人のために利益の取得をはかる。
贈賄罪	不当な利益の取得をはかり、国家公務員に財物を供与する。
非国家公務員に対する贈賄罪	不当な利益の取得をはかり、非国家公務員に財物を供与する。
単位による贈賄罪	(1) 不当な利益の取得をはかるため贈賄する、(2) 国の規定に違反して国家公務員にリベート、手数料を供与する。
単位に対する贈賄罪	(1) 不当な利益の取得をはかるため、国家機関、国有会社、企業・公的機関、人民団体等の国有単位に財物を供与する、(2) 経済取引の中で国の規定に違反し、上記の単位に各種名目のリベート、手数料を供与する。
賄賂紹介罪	行為者が国家公務員に賄賂を紹介する。

上記の表から、商業犯罪を構成するか否かの客観的な条件について、収賄側が国家機関又は国家公務員である場合と、一般の企業又は非国家公務員である場合とを比較すると、両者には大きな区別はないということがわかります。両者の区別は主に、犯罪を構成する基準条件及び量刑の面にあり、前者のほうがより一層厳格で処罰がより一層重くなります。

以下、商業賄賂犯罪を構成するか否かのいくつかのカギとなる要点について説明を行います。

(1) 職務上の便宜を利用する。

最高人民法院及び最高人民検察院は、過去に国家公務員の収賄罪について幾度にもわたり司法解釈を行っており【<sup>2</sup>】、総括すると以下の二点になります。

- a) 本人の職務上の特定項目の公共事務を主管し、担当し、引き受ける職権を利用する。
- b) 職務上従属関係又は制約関係のあるその他の国家公務員の職権を利用する。

(2) 他人の財物を要求し、又は不法に他人の財物を收受し他人のために利益の取得をはかる。

「要求する」ことは自発的な行為であり、明示又は暗示であるかにかかわらず、また「他人のために利益の取得をはかる」の有無にもかかわらず、いずれも収賄を構成する

<sup>2</sup> 1989年最高人民法院、最高人民検察院『『横領罪賄賂罪の懲罰に関する補充規定』の執行に関する若干の問題の解答』、1999年最高人民検察院「人民検察院が立件捜査事件を直接受理する立件基準に関する規定（試行）」、2003年最高人民法院「全国の法院による経済犯罪事件審理業務座談会要約」

ことができます【3】。

「不法に他人の財物を収受する」ことは受動的な行為であり、同時に「他人のために利益の取得をはかる」条件を具備しなくてはならず、他人のためにはかる利益が正当であるか否か、他人のためにはかる利益が実現するか否かは、収賄の構成に影響しません。承諾した、実施した、実現した、という3つの段階のいずれか1つの段階が行われていさえすれば、いずれも他人のために利益の取得をはかる要件を満たすこととなります【4】。

### (3) 不当な利益の取得をはかる。

何が「不当な利益の取得をはかる」であるかについて、過去に公布された司法解釈に幾度にもわたって解釈された規定があります。直近に公布された司法解釈は2008年11月20日に公布された「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の意見」であり、その第9条には、「贈賄犯罪において、『不当な利益の取得をはかる』とは、贈賄者が法律、法規、規則若しくは政策規定に違反した利益の取得をはかり、又は相手方に法律、法規、規則、政策若しくは業界規範の規定に違反して支援若しくは便利な条件を提供するよう要求することをいう。」と規定されています。

## 三、医薬分野における商業賄賂犯罪をどのように認定するか

国有病院の医者が処方箋を発行する便宜を利用して製薬会社からリベート又はその他の収益を収受する行為の位置づけについて、かつては理論面及び実務面において大きな相違がありました。2008年11月20日公布された「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の意見」第4条には、「医療機構の国家公務員が薬品、医療機器、医療用衛生材料等の医薬製品を調達する活動において、職務上の便宜を利用して、販売側の財物を要求し、又は不法に販売側の財物を収受し、販売側のために利益の取得をはかり、犯罪を構成する場合には、刑法第385条の規定により、収賄罪として罪名を確定し処罰する。医療機構の非国家公務員に前項の行為があり、金額が比較的大きい場合には、刑法第163条の規定により、非国家公務員による収賄罪として罪名を確定し処罰する。医療機構の医務人員が、処方箋を発行する職務上の便宜を利用して、各種の名目で不法に薬品、医療機器、医療用衛生材料等の医薬製品販売側の財物を収受し、医薬製品販売側のために利益の取得をはかり、金額が比較的大きい場合には、刑法第163条の規定により、非国家公務員による収賄罪として罪名を確定し処罰する。」と規定されています。

また、医者が臨床診療活動において患者から謝礼を収受する行為をどのように位置づけるかという問題について、現時点では理論面でまだ論争があり、上記の2008年の司法解釈中においてはこの問題について規定がなされていません。

## 四、商業賄賂犯罪と相互間の贈答との間の境界線をどのように区分するか

<sup>3</sup> 1989年最高人民法院、最高人民検察院『『横領罪賄賂罪の懲罰に関する補充規定』の執行に関する若干の問題の解答』、1999年最高人民検察院「人民検察院が立件捜査事件を直接受理する立件基準に関する規定（試行）」

<sup>4</sup> 1989年最高人民法院、最高人民検察院『『横領罪賄賂罪の懲罰に関する補充規定』の執行に関する若干の問題の解答』、1999年最高人民検察院「人民検察院が立件捜査事件を直接受理する立件基準に関する規定（試行）」、2003年最高人民法院「全国の法院による経済犯罪事件審理業務座談会要約」

現在、中国の関連法律規定はまだあまり明確でなく、中国のような礼儀を尊重する礼儀の国では「関係（コネクション）」が流行しており、どのようにすれば失礼でなくかつ違法でもなくなるかについては、外国のグローバル企業全てが直面する難問であると思われる。両者の境界線をどのように区分するかは、従うことのできる非常に明瞭な境界線はおそらくなく、以下に提供する資料を参考にすることができます。

## 1. 司法解釈の規定

2008年11月20日に公布された「商業賄賂刑事事件を取り扱う際の法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の意見」第10条には、「商業賄賂犯罪事件を取り扱う場合には、賄賂と贈答とを区分する境界線に注意しなければならない。主に以下の要素を総合的に勘案し全面的に分析して総合的に判断しなければならない。(1)財物取引が発生した背景、例えば双方に親類・友人関係があるか否か、及び歴史的な付き合いの状況及び程度(2)取引される財物の価値(3)財物取引の由来、時機及び方法、受領側に対して財物提供側に職務上の依頼があったか否か(4)受領側は職務上の便宜を利用して提供側のために利益の取得をはかったか否か。」と規定されています。

後方の二点、受領側に対して財物提供側に職務上の依頼があったか否かと、受領側は職務上の便宜を利用して提供側のために利益の取得をはかったか否かは、判断基準の2つの好例であります。

## 2. トランスペアレンシー・インターナショナル「贈収賄防止のためのビジネス原則」

国際的に著名な反腐敗民間組織であるトランスペアレンシー・インターナショナルが公布した「贈収賄防止のためのビジネス原則」は、優れた基準を提供しています。「贈収賄防止のためのビジネス原則」は、贈答、接待面において以下の10条の原則を確定しています。

### (1) 理由が正当である。

ギフトを供与し、又は接待することは明確な感謝行為としなければならない。

### (2) 義務を付帯しない。

贈答、接待は受領者に対して義務を発生させない。

### (3) 見返りを期待しない。

贈答者又は関係者はいかなる期待も抱くべきでなく、贈答者も贈答に過度の重要性を賦与し、受領者の受領する程度を超えてはならない。

### (4) 公開で行う。

贈答が秘密で行われる場合には、その目的が疑問視されなければならない。

### (5) 記録して報告する。

贈答、接待は記録して経営陣に報告しなければならない。

### (6) 価値が合理的である。

ギフトが小規模である。接待の価値は一般的な商業習慣に適合している。

### (7) 適切で対等である。

贈答、接待の性質は双方の関係程度に合致し、一般的な商業慣例に適合している。

### (8) 適法である。

当事国の法律に適合している。

### (9) 受領側の規則に適合している。

贈答、接待は受領組織の規則又は行動規範に適合している。

---

(10) 適度である。

このような供与又は受領は、贈答者と受領者との間に常に発生する状況ではない。

最後に、上記の基準は既に比較的詳細ですが、現実の生活は常に変化しており、具体的な問題に直面した際に疑問が生じることがあり、このような場合には、事前に遅滞なく会社の法務コンプライアンス部門に確認すべきであり、外部の専門の弁護士事務所に問い合わせることもできます。又は以下のように自問することもできます。今回の贈答及び接待は業務関係に対して不当な影響を与える意図があるか否か。自らの行為が公衆に知られた場合、会社又は従業員がよくない立場に置かれることになるか否か。その答えが「YES」である場合には、その行為を回避しなければなりません。

本資料の著作権は世民律師事務所（以下「世民」といいます。）に帰属し、本資料を無断で引用し、変更し、転写し、又は複写してはなりません。

本資料は、中国の法律法規に係る内容の理解を提供するためのみに作成され、中国の法律法規の解釈、説明又は分析等を含みません。

